



株式会社鶴亀がノイルイミューン・バイオテック株式会社＜4893＞株式の変更報告書を提出（保有減少）



東証グロースのノイルイミューン・バイオテック株式会社＜4893＞について、株式会社鶴亀が2024年7月26日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出した。

提出理由は「株券等保有割合が1%以上減少したため提出者1の単体保有割合が1%以上減少したため」によるもの。

報告書によると、株式会社鶴亀のノイルイミューン・バイオテック株式会社株式保有比率は、21.90%と3.24%減少した。

報告義務発生日は、2024年7月19日。